

7/27

昭和 53 年 7 月 27 日

京都府知事

林 田 悠 紀 夫 殿

組 合 住 所 京都府宇治市槇島町本屋敷 102 番地の 2

組 合 名 洛南生コンクリート協同組合

発起人代表住所 京都府八幡市八幡広門 35 番地の 4

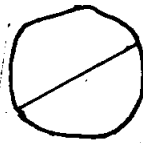
法 人 名 平井建材株式会社

代表取締役 平 井 康

中小企業等協同組合設立認可申請書

中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業等協同組合の

設立の認可を受けたいので、別紙の定款その他の必要書類を添えて申請します。



定 款

事業計画書（初年度および次年度の事業計画ならびに
資金計画表）

収支予算書（初年度および次年度）

設立趣意書

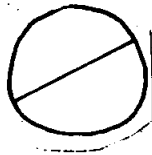
役員名簿

誓 約 書

設立同意者名簿

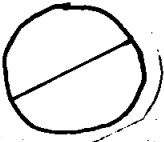
創立総会議事録

委 任 状



定 款

洛南生コンクリート協同組合



洛南生コンクリート協同組合定款

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上をはかることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本組合は、洛南生コンクリート協同組合と称する。

(地 区)

第 3 条 本組合の地区は、宇治市、城陽市、八幡市及び綴喜郡の区域とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本組合は、事務所を京都府宇治市に置く。

(公告の方法)

第 5 条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞に掲載してする。

(規 約)

第 6 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第2章 事 業

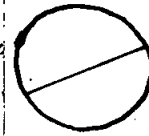
(事 業)

第 7 条 本組合は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取扱う生コンクリートの共同販売 /
- (2) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入 /
- (3) 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫、銀行、相互銀行、信用金庫の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立 /
- (4) 組合員の事業に関する協定 /
- (5) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 /
- (6) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に



第8号



関する知識の普及をはかるための教育及び情報の提供

- (7) 組合員の福利厚生に関する事業
- (8) 前各号の事業に付帯する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 生コンクリートの製造を行う事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること。

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

- 2. 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事  おいてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

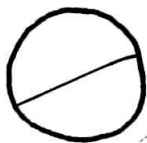
第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。
ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。
2. 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。
2. 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でなければならない。



(除 名)

第13条 本組合は、次の各号の一つに該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の施設を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払いもどし)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払いもどすものとする。

ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2. 前項の使用料又は手数料の額は、規約で定める額を限度として、理事会で定める。

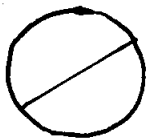
(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く)に充てるため組合員に経費を賦課することができる。

2. 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一つに該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。



- (1) 事業を休止したとき。
- (2) 事業の一部を廃止したとき。
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。

2. 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
3. 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

（届 出）

第18条 組合員は、次の各号の一つに該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称又は事業を行う場所を変更したとき。
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若し、休止したとき。
- (3) 資本の額又は出資の総額が1億円をこえ、かつ、常時使用する従業員の数が300人をこえたとき。

（過 怠 金）

第19条 本組合は、次の各号の一つに該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第7条第4号の規定による協定に違反し、又は同条第5号に規定する団体協約に違反した組合員
- (2) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

第4章 出資及び持分

（出資1口の金額）

第20条 出資1口の金額は、100,000円とする。

（出資の払込み）

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

（延 滞 金）

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に

対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利10%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持 分)

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2. 持分の算定に当っては100円未満のは数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第24条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理 事 9人
- (2) 監 事 4人

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、つぎのとおりとする。

- (1) 理 事 2年
- (2) 監 事 2年

- 2. 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選挙された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3. 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選挙された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4. 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまでなお役員の職務を行う。

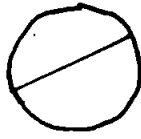
(員外役員)

第26条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については1人、監事については1人をこえることができない。

(理事長、副理事長及び専務理事の職務)

第27条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選任する。

- 2. 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。



4. 専務理事は、理事長及びき副理事長を補佐して、本組合の常務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
5. 理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

第28条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2. 監事は、その職務を行うため特に必要あるときは組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の実義務)

第29条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定 びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第30条 役員は、総会において選挙する。

2. 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
3. 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
4. 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
5. 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
6. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

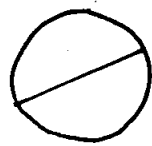
(役員報酬)

第31条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問)

第32条 本組合に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。



(職 員)

第33条 本組合に参事及び会計主任を置くことができる。

2. 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

第34条 本組合に次の職員を置くことができる。

(1) 事務職員 若干名

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第35条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときは何時、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手續)

第36条 総会の招集は、日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第37条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2. 代理人が代理する組合員の数は1人とする。

(総会の議事)

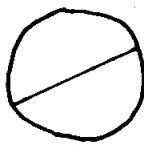
第38条 総会の議事は、中小企業等協同組合法(以下「法」という)に特別の定めがある場合を除き、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総会の議長)

第39条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第40条 総会においては、出席した組合員(書面又は代理人により議決権又



は選挙権を行使するものを除く。)が組合員の半数以上であり、かつ、出席した組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(総会の議決事項)

第41条 総会においては、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) 1組合員に対する貸付け(手形の割引を含む)金額の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第42条 総会の議事録は、議長及び出席した者が作成し、これに署名するものとする。

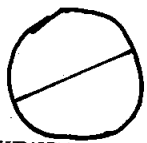
2. 前項の議事録には少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 組合員数及びその出席者数
 - (3) 議事の経過の要領
 - (4) 議案別の議決の結果(可決、否決の別及び賛否の議決権数)

(理事会の招集)

第43条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が事故又は欠員のときは副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。
3. 理事は、必要があると認めるときは、何時でも、理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。
4. 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、正当な理由がないのに理事長が理事会の招集の手続をしないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)



第44条 理事会の招集は、会日の5日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(理事会の議事)

第45条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第46条 理事はやむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第47条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第48条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2. 理事会の議事録については、第42条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同条第2項第4号中「(可決、否決の別及び賛否の議決権数)」とあるのは「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(委員会)

第49条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2. 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第50条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日終るものとする。

(法定利益準備金)

第51条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の

利益剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てるものとする。

2. 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本準備金)

第52条 本組合は、減資差益(第14条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第53条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

(法定繰越金)

第54条 本組合は、第7条第6号の事業の費用に^るため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年^{繰り越すものとする。}

(利益剰余金及び繰越金)

第55条 1事業年度における総益金に総損金及び繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第51条の規定による法定利益準備金、第53条の規定による特別積立金及び前条の規定による繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

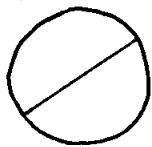
(利益剰余金の配当)

第56条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2. 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割をこえないものとする。
3. 配当金の計算については、第23条第2項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

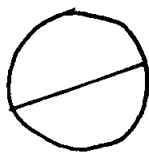
第57条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。



職員退職給与引当金)

58条 本組合は、事業年度末ごとに、職員退職給与引当金として、職員給与総額の100分の4以上を計上する。





洛南生コンクリート協同組合設立趣意書

I 設立の目的

生コンクリート事業は、製品の性質上安易に工場建設ができるため、中小規模の生コンメーカーが乱立し、反面昭和48年のオイルショックを転機として需要量が大幅に減少、今日設備過剰が表面化し、操業度はついに約30%迄低下する状態となりました。これに主因し、過当競争が市場混乱を助長し、販売価格の続落により生コンメーカーは著しい経営悪化を来し、先行誠に憂慮される状態に立ち至っております。

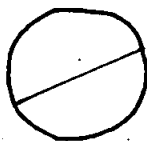
これが為、我々小規模弱者である生コンメーカーが厳しい現状認識の上に立って早急に業界の立直しを図り、経営の安定と長期的な生コンクリートの安定供給を図ることが当面の急務であると信じます。

従いまして、我々は有志を募り、中小企業等協同組合法に基づき、洛南生コンクリート協同組合を設立し、自主自立の精神を基盤とした共同販売事業を始め各種の事業を実施することにより、公正な経済活動の機会を確保し、以って組合員各位の経済的、社会的地位の向上を図ろうとするものであります。

II 組織及び事業の概要

- | | |
|------------|--|
| 1. 名 称 | 洛南生コンクリート協同組合 |
| 2. 地 区 | 本組合の地区は、宇治市、城陽市、八幡市及び綴喜郡の区域とする。 |
| 3. 事務所の所在地 | 京都府宇治市槇島町本屋敷102番地の2 |
| 4. 組合員たる資格 | 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。
(1) 生コンクリートの製造を行う事業者
(2) 組合の地区内に事業場を有すること |

III 出資一口の金額及び出資払込の方法



(イ) 出資一口の金額 100,000円

(ロ) 出資の払込みの方法 一時に全額を払込むものとする。

6. 事業計画の概要

- (1) 組合員の取扱う生コンクリートの共同販売
- (2) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形割引を含む。）及び組合員のた
めにするその借入
- (3) 商工組合中央金庫，中小企業金融公庫，国民金融公庫，銀行，相互銀
行，信用金庫の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立
- (4) 組合員の事業に関する協定
- (5) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結。
- (6) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は，組合事業に関す
る知識の普及をはかるための教育及び情報の提供
- (7) 組合員の福利厚生に関する事業
- (8) 前各号の事業に付帯する事業

7. 賦課金の賦課徴収方法

(イ) 賦課金総額 金480,000

一般賦課金

月4,000円×8社×12ヶ月=384,000

教育情報事業賦課金

月1,000円×8社×12ヶ月=96,000

(ロ) 賦課徴収の方法

毎月始めまでにその月分を組合事務所に納入するものとする。

8. 役員の定数及び任期

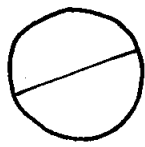
(1) 役員の定数 理事 9人 監事 1人

(2) 役員の任期 理事 2年 監事 2年

9. 創立費及びその償却方法

創立費用は500,000円以内とし，初年度全額償却とする。

以上



初 年 度

事業計画書

昭和53年8月1日より
昭和54年3月31日まで

洛南生コンクリート協同組合

1. 共同販売に関する事業

この事業は、組合員の生産する生コンクリートを組合員から買取り、組合
が必要先に販売することにより

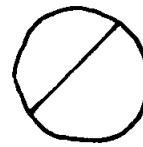
なお、共同販売事業規約を定め、これに基づき事業を行う。

取扱品目	販売数量	立米当り 手数料額	手数料総額	販 売 事 業 費	
生コンク リ ー ト	(立米) 480,000	(円) 5.0	(千円) 24,000	(千円) 7,900	事務費 5,000千円 支払手数料 2,400千円 支払利息 500千円

2. 事業資金の貸付に関する事業

この事業は、組合員に転貸する資金を取引金融機関から借入れ、組合員に
対し事業資金を貸付ける（手形割引を含む。）ことにより行う。

なお、本年度は調査、研究のみを行う。



3. 教育及び情報の提供に関する事業

この事業は組合員の経営の合理化、技術の向上をはかるため次の事業を行う。

種 別	回数	経 費	備 考
		(円)	
1.コンクリート技術に関する講習会	1	100,000	技士試験対策
2.工場公害対策研究会	1	50,000	資料代, 雑費
3.経営合理化研究会	1	50,000	講師謝金, 雑費
計	3	200,000	

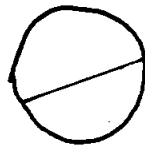
4. 福利厚生に関する事業

この事業は組合員の親睦をはかるため、次の事業を行う。

- (1) 慰 安 会 年1回 600,000円
- (2) 組合員に対し慶弔見舞金を支給する。

5. 組合協定と団体協約の締結

組合員の事業遂行に必要な場合は、組合協定又は団体協約の締結を行う。



初 年 度

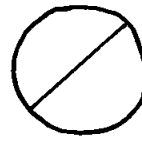
収 支 予 算 書

自 昭和53年8月1日
至 昭和54年3月31日

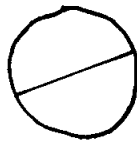
洛南生コンクリート協同組合

(単位 円)

収		入	
科 目	金 額	摘 要	
I 事業収入	(24,000,000)		
共同販売手数料収入	24,000,000	取扱数量×立米当り 50円	
賦課金収入	(320,000)		
一般賦課金収入	256,000	月額4,000円×8ヵ月×8社	
教育情報賦課金収入	64,000	月額1,000円×8ヵ月×8社	
II 事業外収入	(110,000)		
受取利息	100,000		
雑収入	10,000		
合 計	24,430,000		



支		出
科 目	金 額	摘 要
I 事業費	(8,750,000)	
共同販売事業費	7,900,000	
教育情報事業費	200,000	講習会, 研究会
福利厚生事業費	650,000	組合員及び従業員への慶弔費他
II 一般管理費	(14,770,400)	
役員報酬	2,400,000	月 300 千円 × 8 カ月
職員給料	5,510,000	男子 1 人 女子 3 人 給料, 賞与 法定福利費 551 千円及び 通勤手当他
福利厚生費	820,000	
退職給与引当金繰入	220,400	給 領の 4 %
交際費	400,000	月 千円 × 8 カ月
旅費交通費	520,000	月 65 千円 × 8 カ月
印刷費及び事務用品費	320,000	月 40 千円 × 8 カ月
通信費	1,280,000	電話代及び切手代 月 160 千円 × 8 カ月
水道光熱費	320,000	共益費及び水道光熱費 月 40 千円 × 8 カ月
賃借料	1,080,000	事務所費
会議費	300,000	総会, 理事会, 諸会議費
広告費	50,000	新聞他広告代
新聞図書費	100,000	新聞及び参考書
租税公課	1,000,000	
関係団体負担金	50,000	京都府中央会
雑費	400,000	
III 事業外費用	(909,600)	
創立費償却	500,000	初年度償却
予備費	409,600	
合 計	24,430,000	



初 年 度

資 金 計 画 書

昭和53年8月 1日から
昭和54年3月31日まで

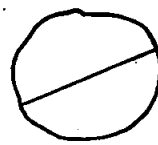
洛南生コンクリート協同組合

1. 資 金 調 達

科 目	金 額	摘 要
払 込 出 資 金	4,000,000	40口×10万円
借 入 金	10,000,000	
計	14,000,000	

2. 資 金 運 用

科 目	金 額	摘 要
器 具 備 品	1,000,000	
事 務 所 敷 金	1,100,000	
運 転 資 金	10,000,000	
預 金	1,900,000	
計	14,000,000	



次 年 度
事 業 計 画 書

昭和54年4月 1日から
昭和55年3月31日まで

洛南生コンクリート協同組合

1. 共同販売に関する事業

初年度に引き続き、同様に行う。

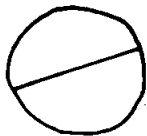


取扱品目	販売数量	立米当り 手数料額	手数料総額	販 売 事 業 費	
生コンク リ ー ト	(立米) 756,000	(円) 50	(千円) 37,800	(千円) 12340	事 務 費 8,000千円 支払手数料 3,780千円 支 払 利 息 650千円

2. 事業資金の貸付に関する事業

初年度に引き続き、同様に行う。

- (イ) 貸付対象 組合員の事業に要する資金
- (ロ) 貸付方法 証書貸付、手形貸付とする。
必要により、担保を供せしめる。
- (ハ) 1件当り
貸付期間 1ヶ年以内とする。
- (ニ) 貸付手数料 借入金利+0.5%
- (ホ) 貸付限度 1組合員当り最高 400万円



3. 教育及び情報の提供に関する事業

初年度同様組合員の経営の合理化、技術の向上を図るため次の事業を行う。

種 別	回数	経 費	備 考
1. コンクリート技術に関する講習会	2	200,000 (円)	技士試験対策
2. コンクリート技術研究会	2	100,000	} 資料代及び雑費
3. 工場公害対策研究会	1	100,000	
4. 経営合理化研究会	2	100,000	講師謝金・雑費
5. 財務に関する研究会	1	100,000	〃
計	8	600,000	

4. 福利厚生に関する事業

初年度同様組合員の親睦を図るため次の事業を行う。

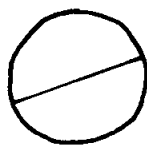
(1) 慰 安 会 年1回

(2) 慶弔見舞金の給付

組合員に対し慶弔見舞金を支給する。

5. 組合協定と団体協約の締結

初年度と同様に必要が生じた場合に行う。



次 年 度

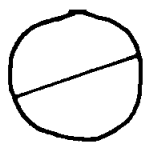
収 支 予 算 書

自 昭和54年4月 1日
至 昭和55年3月31日

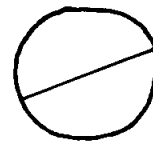
洛南生コンクリート協同組合

(単位 円)

収 入			
科 目	金 額	摘 要	
I 事業収入	(38,500,000)		
共同販売手数料収入	37,800,000	取扱数量×立米当り50円	
金融事業受取利息収入	700,000	10,000,000円×7%	
II 賦課金収入	(480,000)		
一般賦課金収入	384,000	月額4,000円×12ヶ月×8社	
教育情報賦課金収入	96,000	月額1,000円×12ヶ月×8社	
III 事業外収入	(160,000)		
受 取 利 息	150,000		
雑 収 入	10,000		
合 計	39,140,000		



支 出		
科 目	金 額	摘 要
I 事業費	(1,490,000)	
共同販売事業費	12,340,000	
金融事業支払利息	650,000	10,000,000円×6.5%
教育情報事業費	600,000	講習会・研究会
福利厚生事業費	900,000	組合員及び従業員への慶弔費 他
II 一般管理費	(22,419,600)	
役員報酬	3,600,000	月300千円×12ヶ月
職員給	7,240,000	男子1人 女子3人 給料・賞与 2回
福利厚生	1,300,000	法定福利費724千円及び 通勤手当 他
退職給与引当金繰入	289,600	給与総額の4%
交際費	1,200,000	月100千円×12ヶ月
旅費交通費	840,000	月70千円×12ヶ月
印刷費及び事務用品費	540,000	月45千円×12ヶ月
通信費	2,160,000	電話代及び切手代 月180千円×12ヶ月
水道光熱費	540,000	共益費及び水道光熱費 月45千円×12ヶ月
賃借料	1,800,000	事務所費
会議費	600,000	総会・理事会・諸会議費
広告費	100,000	新聞他広告代
新聞図書費	150,000	新聞及び参考書
租税公課	1,500,000	
関係団体負担金	60,000	京都府中央会
雑費	500,000	
III 事業外費用	(2,230,400)	
予備費	2,230,400	
合 計	39,140,000	



次 年 度

資 金 計 画 書

昭和54年4月 1日から
昭和55年3月31日まで

洛南生コンクリート協同組合

1. 資 金 調 達

科 目	金 額	摘 要
払 込 出 資 金	4,000,000	40口×10万円
借 入 金	20,000,000	
計	24,000,000	

2. 資 金 運 用

科 目	金 額	摘 要
貸 付 金	10,000,000	
器 具 備 品	1,000,000	
事 務 所 敷 金	1,100,000	
運 転 資 金	10,000,000	
預 金	1,900,000	
計	24,000,000	

洛南生コンクリート協同組合

職名	氏名	住	所	電話	摘要
理事長					
副理事長					
理事					
"					
"					
"					
"					
"					
監事					

誓 約 書

別紙設立同意者名簿記載の 8 人は、定款第 8 条に規定する

本組合員たる資格を有するものであることを誓約致します。

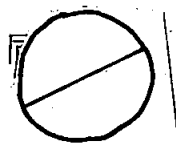
昭和 53 年 7 月 26 日

組合名称 洛南生コンクリート協同組合

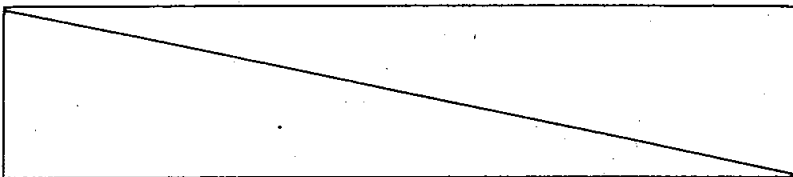
発起人代表 住 所 京都府八幡市八幡広門 35 番地の 4

法人名 平井建材株式会社

代表取締役 平 井



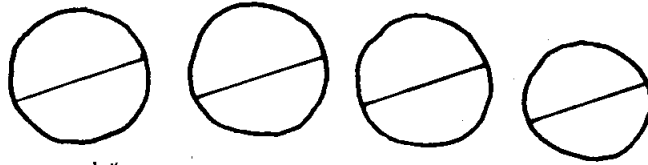
設立同意者名簿

住 所	氏 名	出資引受 口数	出資引受金額	電 話	摘 要
京都府宇治市五ヶ庄西田50番地	株式会社 宇治川生コン 代表取締役 城野 幸十郎		万円	(0774) 32-6562	生コンクリート 製 造 業
京都府綴喜郡田辺町大字大住小字池島55番地	京都大坂生コンクリート株式会社 代表取締役 久貝 好男		万円	(07746) 2-8425	生コンクリート 製 造 業
京都府綴喜郡井手町大字井手小字辻垣内23番地	京南生コンクリート株式会社 代表取締役 西 島 進一		万円	(07748) 2-2552	生コンクリート 製 造 業
京都府宇治市城島町拾八50番地の1	株式会社 坂井商店 代表取締役 坂井 利幸		万円	(0774) 22-4325	生コンクリート 製 造 業
京都府城陽市大字奈島小字下小路11番地の1	株式会社 大城陽生コン 代表取締役 山田 啓文		万円	(07745) 2-3893	生コンクリート 製 造 業
京都府八幡市八幡広門55番地の4	平井建材株式会社 代表取締役 平井 同		万円	(075) 981-8445	生コンクリート 製 造 業
京都府綴喜郡井手町大字井手小字岡畑25番地の1	山城炭光コンクリート 工業株式会社 代表取締役 相野 幹生		万円	(0774) 82-4611	生コンクリート 製 造 業
大阪府枚方市北中振4丁目10番-3号 京都府宇治市大久保町田原65番地の1	タイコー株式会社 代表取締役 有山 泰弘		万円	(0774) 43-8232	生コンクリート 製 造 業

出資口数 40口

以上 8人

京都府宇治市



創 立 総 会 議 事 録

洛南生コンクリート協同組合

開催公告の期日 昭和 5 3 年 7 月 1 0 日 /
開催の日時 昭和 5 3 年 7 月 2 5 日午後 2 時 0 0 分 /
開催の場所 京都市下京区塩小路通烏丸西
京都タワーホテル 9 階 /
設立同意者数 8 名 /
出席者数 8 名 (本人出席) /

議 長 選 任 の 経 過

定刻に至り、司会者 ☒ は開会を宣し、本日の創立総会は定足数をもって成立する旨を告げ議長の選出方法を諮ったところ、満場一致をもって ☒ 議長に選任され、続いて発起人代表から設立経過報告ののち議案の審議に入った。 /

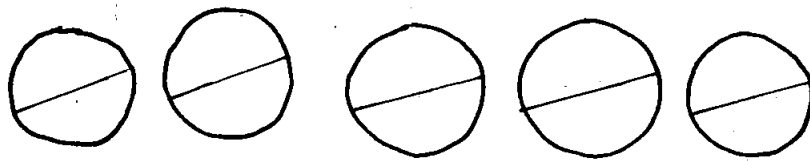
議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

1号議案 定款制定の件 /

議長は、原案を ☒ に朗読させ、その内容を各章ごとに説明ののち、これを議して諮ったところ、満場一致をもって原案どおり可決決定した。 /

2号議案 賦課金の額及び賦課徴収方法決定の件 /

議長は原案として教育情報賦課金を組合員 1 名月額 1,000 円一般賦課金を同じく 1,000 円とし、毎月始までにその月分を組合事務所へ納入する旨を諮ったところ、満場一致をもって原案どおり可決決定した。 /



第3号議案 初年度及び次年度の事業計画並びに収支予算書決定の件

議長は原案を  に朗読させ、説明ののち、これを議場に諮ったところ満場一致をもって原案どおり可決決定した。/

第4号議案 規約制定の件

議長は、共同販売規約原案を朗読しこれを議場に諮ったところ満場一致をもって可決決定した。/

第5号議案 組合の借入金額最高限度決定の件

議長は原案として組合借入金額最高限度を 2000  円といたしたい旨を諮ったところ満場一致をもって原案どおり可決決定した。/

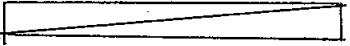
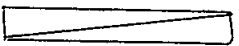
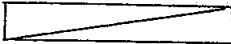
第6号議案 一組合員に対する貸付金(手形割引を含む)最高限度決定の件

議長は原案として、最高限度額は貸付をせず  といた  旨を諮ったところ満場一致をもって原案どおり可決決定した。/

第7号議案 事務所の位置決定の件

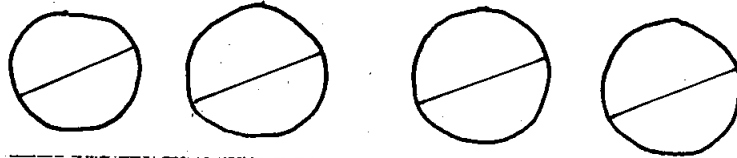
議長は原案として事務所を京都府宇治市 横島町本屋敷102番地の2 に設置  いたしたい旨を諮ったところ満場一致をもって原案ど  可決決定した。/

第8号議案 取引金融機関決定の件

議長は、取引金融機関として  ,  ,   といたしたい旨を諮ったところ満場一致をもって原案どおり可決決定した。/

第9号議案 関係団体加入の件

議長は、組合の総合指導機関である京都府中小企業団体中央会へ加入いたしたい旨を諮ったところ満場一致をもって原案どおり可決決定した。/



第10号議案 役員報酬決定の件

議長は本組合の役員報酬を初年度は240万円以内といたしたい旨を諮ったところ満場一致をもって原案どおり可決決定した。

第11号議案 設立当時の役員任期の件

議長は、創立総会において選任される役員の任期は、中小企業等協同組合法第26条第2項の規定に基づき一年以内であるから、本日選任される役員の任期は昭和54年5月31日までに開催される通常総会の日迄といたしたい旨を諮ったところ満場一致をもって原案どおり可決決定した。

第12号議案 創立費の額と償却方法決定の件

議長は、本組合の創立費は100万円とし初年度全額償却といたしたい旨を諮ったところ満場一致をもって原案どおり可決決定した。

第13号議案 設立認可申請書の字句修正について発起人代表に一任する件

議長は、組合設立認可申請書の字句修正について本文の趣旨に反しない字句の修正を発起人代表に一任したい旨を諮ったところ満場一致をもって可決決定した。

第14号議案 理事・監事選出方法決定の件

議長は本組合の役員（理事1人、監事1人）を選任したい旨を述べ、理事、監事の選出方法について議場に諮ったところ議場から「指名推選の方法によるべし」との意見があり、よって議長はこの旨を議場に諮ったところ全員異議なく賛成承諾した。

よって議長は選考委員の人数並びにその選出方法を諮ったところ「議長一任」との意見があり、全員がこれに賛成したので議長は選考委員に下記の3名を指名し、選考の結果、下記の者が選考委員の指名推選した役員の氏名である旨を議長から議場に諮ったところ、全員異議なくこれを当選者と可決決定した。

選考委員				
理事				
監事				

なお、当選者は全員昭和53年7月25日付で就任を承諾した。

議長は以上をもって議案全部の審議を終了した旨を述べ閉会を宣す時に午後3時30分
本総会の議事の審議要領及びその結果を明確ならしめるため、本議事録を作成し議長並びに発起人は、次に記名押印する。

昭和53年7月25日

議長
(発起人)

代表取締役

発起人

代表取締役

発起人

代表取締役

発起人

代表取締役



昭和 5 3 年 7 月 24 日

洛南生コンクリート協同組合

発起人代表 平井建材株式会社

代表取締役 平 井 同 殿

住 所 京都府宇治市五ヶ庄西田50番地

法 人 名 株式会社 宇治川生コン

代表取締役

城野四十松

⑩

洛南生コンクリート協同組合

設立同意書及び出資引受書

洛南生コンクリート協同組合設立の趣旨に賛同し、次の出資を引き受けます。

1. 出資引受口数 ☒ 口 (出資 1 口の金額は金 1 0 万円)

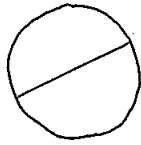
金 ☒ 万円

2. 当社の資本金額及び従業員数は、次のとおりです。

(1) 資本の総額 1, 000, 000 円

(2) 常時使用する従業員数 13 人

(3) 業 種 生コンクリート製造業



昭和53年7月24日

洛南生コンクリート協同組合

発起人代表 平井建材株式会社

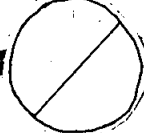
代表取締役 平井 同 殿

住 所 京都府綴喜郡田辺町大字大住小字池島55番地

法 人 名 京都大阪生コンクリート株式会社

代表取締役

久 貝 好 男



㊟

洛南生コンクリート協同組合
設 立 同 意 書 及 び 出 資 引 受 書

洛南生コンクリート協同組合設立の趣旨に賛同し、次の出資を引き受けます。

1. 出資引受口数 ☒ 口 (出資1口の金額は金10万円)

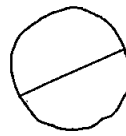
金 ☒ 万円

2. 当社の資本金額及び従業員数は、次のとおりです。

(1) 資本の総額 六 十 萬 円

(2) 常時使用する従業員数 〇 人

(3) 業 種 生コンクリート製造業



5字抹消

昭和53年7月24日

洛南生コンクリート協同組合

発起人代表 平井建材株式会社

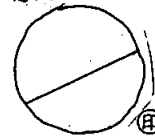
代表取締役 平井 同 殿

住 所

法 人 名

代表取締役

京都府京都市左区大宮町2丁目2番地
洛南生コンクリート協同組合
代表取締役



洛南生コンクリート協同組合

設立同意書及び出資引受書

洛南生コンクリート協同組合設立の趣旨に賛同し、次の出資を引き受けます。

1. 出資引受口数 ☒ 口 (出資1口の金額は金10万円)

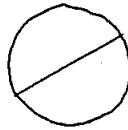
金 ☒ 万円

2. 当社の資本金額及び従業員数は、次のとおりです。

(1) 資本の総額 24,000,000 円

(2) 常時使用する従業員数 36 人

(3) 業 種 生コンクリート製造業



2字補入
5字抹消

昭和53年7月24日

洛南生コンクリート協同組合

発起人代表 平井建材株式会社

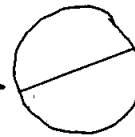
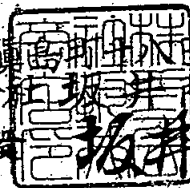
代表取締役 平井 同 殿

住 所

法 人 名

代表取締役

京都府宇治市横田町1-10-1
株式会社平井商店
代表取締役 平井利幸



印

洛南生コンクリート協同組合
設立同意書及び出資引受書

洛南生コンクリート協同組合設立の趣旨に賛同し、次の出資を引き受けます。

1. 出資引受口数 ☒ 口 (出資1口の金額は金10万円)

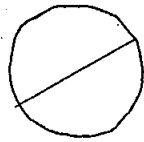
金 ☒ 万円

2. 当社の資本金額及び従業員数は、次のとおりです。

(1) 資本の総額 2,000,000 円

(2) 常時使用する従業員数 8 / 人

(3) 業 種 生コンクリート製造業



字抹消

昭和53年7月24日

洛南生コンクリート協同組合

発起人代表 平井建材株式会社

代表取締役 平井 同 殿

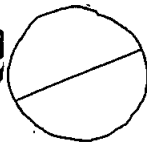
住 所

京都府城陽市大字奈島小字下小路11番地

法 人 名

株式会社 大城陽生コン

代表取締役

山田啓三  印

洛南生コンクリート協同組合

設立同意書及び出資引受書

洛南生コンクリート協同組合設立の趣旨に賛同し、次の出資を引き受けます。

1. 出資引受口数 ☒ 口 (出資1口の金額は金10万円)

金 ☒ 万円

2. 当社の資本金額及び従業員数は、次のとおりです。

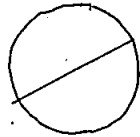
(1) 資本の総額

4500 円

(2) 常時使用する従業員数

42 人

(3) 業 種 生コンクリート製造業



昭和 5 3 年 7 月 2 4 日

洛南生コンクリート協同組合

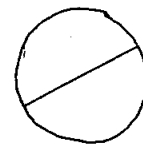
発起人代表 平井建材株式会社

代表取締役 平 井 同 殿

住 所 京都府八幡市八幡元町35番地の4

法 人 名 平井建材株式会社

代表取締役 平 井 同



洛南生コンクリート協同組合
設立同意書及び出資引受書

洛南生コンクリート協同組合設立の趣旨に賛同し、次の出資を引き受けます。

1. 出資引受口数 ☒ 口 (出資 1 口の金額は金 1 0 万円)

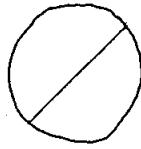
金 ☒ 万円

2. 当社の資本金額及び従業員数は、次のとおりです。

(1) 資本の総額 6,000,000 円

(2) 常時使用する従業員数 27 人

(3) 業 種 生コンクリート製造業



昭和 5 3 年 7 月 24 日

洛南生コンクリート協同組合

発起人代表 平井建材株式会社

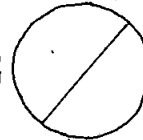
代表取締役 平 井 同 殿

住 所 京都府綴喜郡井手町大字井手小字扇畑25番地の1

法 人 名 山城製コンクリート工業株式会社

代表取締役

相 野 新



㊟

洛 南 生 コ ン ク リ ー ト 協 同 組 合

設 立 同 意 書 及 び 出 資 引 受 書

洛南生コンクリート協同組合設立の趣旨に賛同し、次の出資を引き受けます。

1. 出資引受口数 ☒ 口 (出資 1 口の金額は金 1 0 万円)

金 ☒ 万円

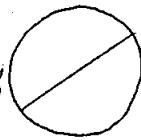
2. 当社の資本金額及び従業員数は、次のとおりです。

(1) 資本の総額 10,000,000.- 円

(2) 常時使用する従業員数 44 人

(3) 業 種 生コンクリート製造業

行目



昭和 5. 3 年 7 月 24 日

洛南生コンクリート協同組合

発起人代表 平井建材株式会社

代表取締役 平 井 同 殿

住 所

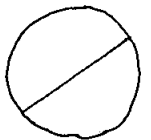
枚方市北中振4丁目10番3号

法 人 名

三コー株式会社

代表取締役

~~取締役~~ 有山泰弘



洛南生コンクリート協同組合

設立同意書及び出資引受書

洛南生コンクリート協同組合設立の趣旨に賛同し、次の出資を引き受けます。

1. 出資引受口数 ☒ 口 (出資 1 口の金額は金 1 0 万円)

金 ☒ 万円

2. 当社の資本金額及び従業員数は、次のとおりです。

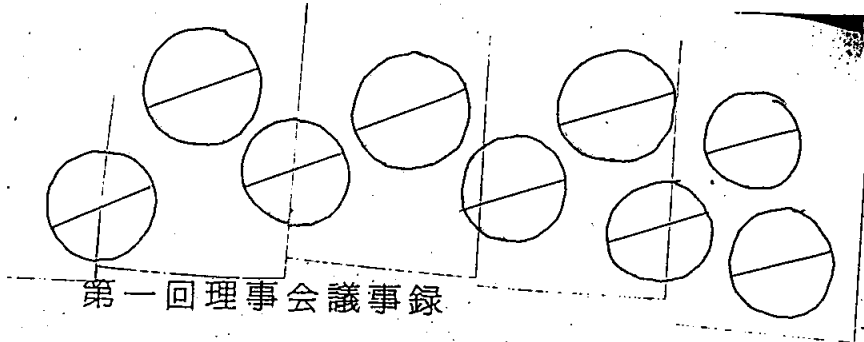
(1) 資本の総額 5 億 円

(2) 常時使用する従業員数 100 人

(3) 業 種 生コンクリート製造業

【備考】 京都工場 所在地

京都市宇治市大久保町田原65番地の1



洛南生コンクリート協同組合

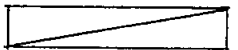
理事会招集手続は理事全員の同意により省略する。

開催の日時 昭和53年7月25日 午後8時20分

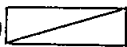
開催の場所 京都市下京区烏丸七条下ル 京都タワーホテル 9階

理事の数 9名

出席理事数 9名

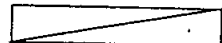
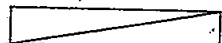
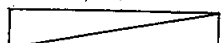
議長 

議事の経過の要領及びその結果

定刻に至り、互選により  議長に就任し、理事会開会を宣し議案の審議に入る。

議案 代表理事、副理事長、専務理事の選出の件

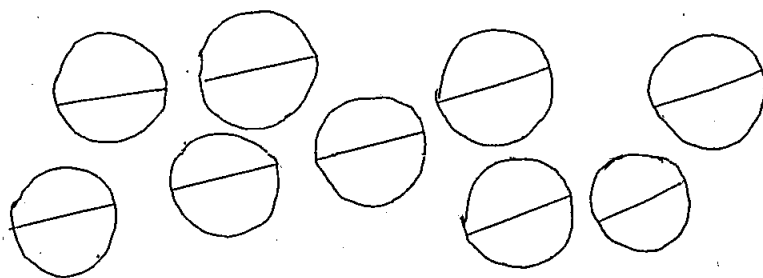
議長は只今選任された理事の互選で代表理事1名副理事長1名専務理事1名を選出したい旨を述べ、互選の結果、次のとおり代表理事、副理事長、専務理事が選出され、いずれもその就任を承諾した。

代表理事  /
副理事長  /
専務理事  /

議長は以上をもって議案の審議を終了した旨を述べ閉会を宣す。

時に午後8時30分

本理事会の議事の審議要領並びにその結果を明確ならしめるため議長並びに出席理事は次に記名押印する。



昭和53年7月25日

議 長

出席理事

出席理事

出席理事

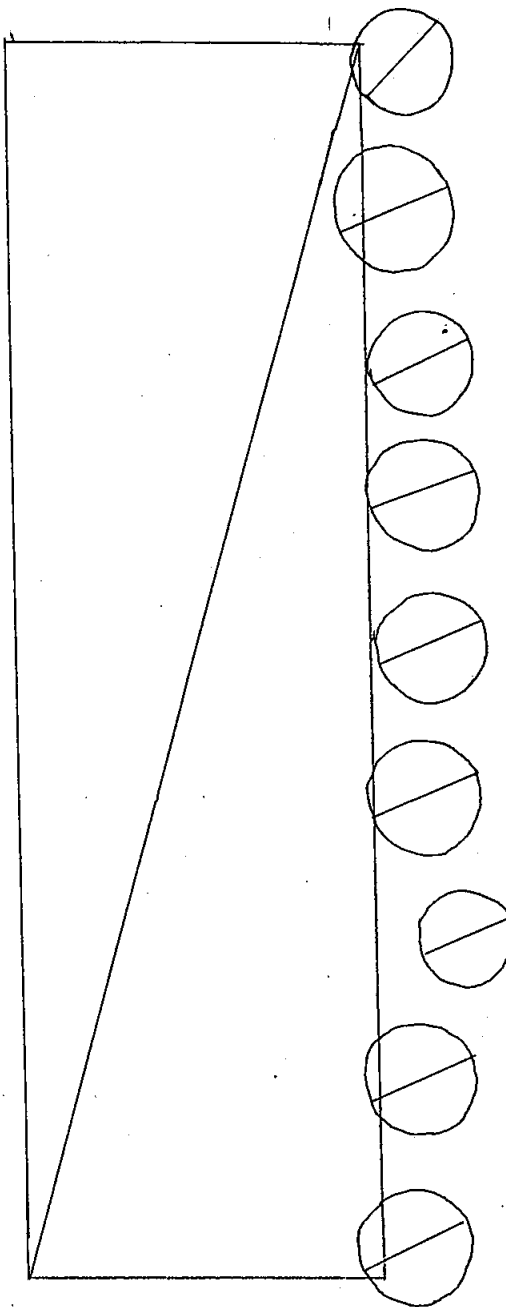
出席理事

出席理事

出席理事

出席理事

出席理事



委任状

京都府八幡市八幡六丁目35番地の4

平井建設株式会社

代表取締役 平井 同

上記の者と設立発起人代表と定め、下記の権限と委任します。

洛南生ユニフリース協同組合設立認可申請についての一切の権限

昭和53年7月26日

組合住所 京都府宇治市植島町本屋敷の2の2

組合名 洛南生ユニフリース協同組合

設立発起人 京都府綴喜郡 田辺町大字大住小字池島55番地

京都大汲生ユニフリース株式会社

代表取締役 久貝 好光

設立発起人 京都府宇治市植島町拾八50番地の1

株式会社 坂井商店

代表取締役 坂井 利幸

設立発起人 京都府綴喜郡 井手町大字井手小字新田の25番地の1

上成菱光ユニフリース工業株式会社

代表取締役 相野 幹